



環境アセスメントに係るお知らせ

KAWASAKI CITY

平成26年6月6日

川崎市環境影響評価に関する条例第22条第2項に基づき川崎港東扇島～水江町地区臨港道路整備事業に係る条例見解書の写しの縦覧を次のとおり行います。

※「条例見解書」とは、条例環境影響評価準備書に係る市民意見等に対する指定開発行為者の見解を示したものです。

指定開発行為の基本的事項	指定開発行為者	住所 埼玉県さいたま市中央区新都心2番地1 名称 国道交通省関東地方整備局 代表者 関東地方整備局長 深澤 淳志
	指定開発行為の名称	川崎港東扇島～水江町地区臨港道路整備事業
	指定開発行為の種類	道路の新設又は車線の増設（第2種行為）
	指定開発行為を実施する区域	川崎市川崎区東扇島及び水江町地内
	指定開発行為の目的	道路の新設及び車線の増設
	指定開発行為の内容	位置：川崎市川崎区東扇島及び水江町地内 延長：約3.0km 計画幅員：約20m（標準） 車線数：往復4車線
	指定開発行為の施行期間	平成26年11月（着工予定）～平成31年3月（完了予定）
縦覧のお知らせ	縦覧期間及び時間	期間：平成26年6月6日（金）から 平成26年6月20日（金）まで （土曜日、日曜日は除きます。） 時間：午前8時30分から午後5時まで 上記期間中、本市ホームページにて標記見解書の内容を御覧になれます。 http://www.city.kawasaki.jp/kurashi/category/29-2-1-2-0-0-0-0-0-0-0.html
	縦覧場所	川崎区役所、川崎区役所大師支所、川崎区役所田島支所及び本庁（環境局環境評価室）
	条例公聴会において意見を述べたい旨の申出	条例準備書関係住民（関係地域に在住・在勤の方）から条例公聴会において意見を述べたい旨の申出があった場合で市長が必要があると認めるときは、条例公聴会の開催について公告します。 【*条例公聴会を開催する場合は、7月26日（土）の予定です。 公聴会では、大気質、水質（公共用水域）、底質、騒音、振動、低周波音、産業廃棄物、建設発生土、景観、地域交通に関する事項について、意見をお聴きする予定です。】 【申出書の提出期限及び提出先】 提出期限：平成26年6月20日（金） （郵送の場合は、平成26年6月20日消印有効） 提出先：川崎市環境局環境評価室 〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 電話番号：044-200-2156 申出書の用紙：それぞれの縦覧場所に用意しています。

